

高齢者が被害にあわないために！

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。そのため、言葉巧みにこれらの不安をあおり、年金や貯蓄などの大切な財産を狙う悪質業者は後を絶ちません。

また、高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や訪問販売による被害にあいやすいのが現状です。

■主なトラブルの事例 (独立行政法人国民生活センターHPより)

- ・健康食品など、無料や格安のお試し商品を注文したら、お試し商品だけ受け取るはずだったが、定期購入になっていた。【定期購入トラブル】
- ・台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。【災害後の住宅修理トラブル】



これらの被害は誰にでも起こりうることでありますが、特に認知症など判断能力が不十分な高齢者の被害を防ぐため、支援するのが「成年後見制度」です。

成年後見制度は、大きく分けると2つの種類があります。

◆法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所が後見人等を選任して法的に支援する制度で、本人の判断能力の程度により、「補助、保佐、後見」の3つに分かれています。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）しておく制度です。

☑チェック

被害にあわないために必要となるのが、地域で気軽に相談できる環境の整備です。高齢者の周辺の人々が、日頃から高齢者と気軽に話のできる関係を築いていくことが大切です。

身近に被害にあうおそれのある高齢者がいるときは、本人や家族に「成年後見制度」の活用について提案してみましょう。※成年後見制度について、詳しくは法務省 HP をご参照ください。（法務省 HP：<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#gl01>）

消費者被害のご相談

- ・消費者ホットライン
☎ 188（お近くの消費生活相談窓口などに繋がります。）
- ・和歌山県消費生活センター
☎ 073-433-1551 FAX：073-433-3904

成年後見制度についてのご相談

- ・和歌山県成年後見支援センター（和歌山県社会福祉協議会内）
☎ 073-435-5248 FAX：073-435-5221

内容についてのお問い合わせは

県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

